

教育委員会会議の概要（令和元年7月定例会）

- ◆ 日 時 令和元年7月26日（金）午後2時から午後3時51分まで
- ◆ 場 所 仙台市役所本庁舎 第1委員会室
- ◆ 出 席 者

教 育 長	佐々木 洋	出席
委員・教育長職務代理者	吉田 利弘	出席
委 員	加藤 道代	出席
委 員	花輪 公雄	出席
委 員	中村 尚子	出席
委 員	里村 正治	出席
委 員	阿子島 佳美	出席

◆ 会議の概要

1 開 会

2 議事録署名委員の指名 花輪 委員

3 付 議 事 項

第16号議案 令和2年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択について

（教育指導課長、特別支援教育課長 説明）

教育指導課長 令和2年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択について説明させていただきます。

6月の臨時教育委員会で議決いただいた仙台市の採択方針に基づき、仙台市立義務教育諸学校において令和2年度に使用する教科用図書を別紙のとおり採択することについて付議をさせていただきます。

令和2年度に使用する仙台市立小学校用教科書については、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、「小学校用教科書目録（平成32年度使用）」に記載されている教科書のうち、別添1「令和2年度使用の仙台市立小学校用教科用図書採択一覧」に示された教科書を採択する。

採択される各教科の発行者は、「国語」東京書籍、「書写」光村図書出版、「社会」東京書籍、「地図」帝国書院、「算数」東京書籍、「理科」東京書籍、「生活」東京書籍、「音楽」教育出版、「図画工作」開隆堂出版、「家庭」開隆堂出版、「保健」東京書籍、「外国語」東京書籍、「特別の教科 道徳」東京書籍である。各教科の採

採択結果と採択理由については、別紙資料（小学校）1から13に示している。

次に、令和2年度に使用する仙台市立中学校用教科書については、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、「中学校用教科書目録（平成32年度使用）」に登載されている教科書うち、別添2-1「令和2年度使用の仙台市立中学校用教科用図書採択一覧」に示された教科書を採択する。

採択される各教科の発行者は、「国語」光村図書出版、「書写」光村図書出版、「社会（地理的分野）」帝国書院、「社会（歴史的分野）」帝国書院、「社会（公民的分野）」東京書籍、「地図」帝国書院、「数学」東京書籍、「理科」東京書籍、「音楽（一般）」教育芸術社、「音楽（器楽合奏）」教育出版、「美術」日本文教出版、「保健体育」東京書籍、「技術・家庭（技術分野）」開隆堂出版、「技術・家庭（家庭分野）」開隆堂出版、「外国語」東京書籍である。各教科の採択結果と採択理由については、別紙資料（中学校）1から15に示している。

なお、中学校「特別の教科 道徳」については、別添2-2に示したとおり、平成30年度及び令和元年度の2年間、同一の教科書を採択することとなっている。発行者は東京書籍である。

令和2年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書について、特別支援教育課長よりご説明する。

特別支援教育課長 令和2年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書のうち、文部科学省著作教科書については、資料35ページの別添3に示されたものを採択する。

次に36ページの別添4、令和2年度使用の学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）については、過日行われた臨時教育委員会において協議いただいた結果をもとに採択一覧を作成した。小学部・小学校用として100冊、中学部・中学校用として53冊の計153冊を掲載している。

教育指導課長 以上の内容について、第16号議案としてお諮りする。よろしく願います。

教 育 長 教科用図書については、7月11日、16日、18日、そして22日に開催した臨時教育委員会において、教育委員の皆様から様々な視点でのご議論をいただいた。

本日は、その議論を踏まえ採択理由をまとめているが、これも含めていただいた事務局の説明に対して、質問等はないか。

（質疑なし）

それでは、本件に関しては原案のとおり決定してよいか。

（異議なし）

異議がないので、第16号議案に関しては原案のとおり決定する。

原案のとおり決定

第17号議案 令和2年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択について

（高校教育課長 説明）

高校教育課長 第17号議案、令和2年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択について説明させていただく。

初めに、お手元の資料を確認させていただく。第17号議案のほかに、右上に記した資料1「令和2年度使用教科用図書採択申請経過」と資料2並びに資料2別紙の「令和2年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校

高等部用教科用図書の選定について（報告）」及び、参考資料として「市立高等学校、市立中等教育学校及び市立特別支援学校高等部用教科用図書採択の流れ図」が綴じてある冊子が1部、横綴じの右上に「別添」と記した各学校からの採択申請のあった採択申請書の冊子の2点である。

令和2年度に使用する教科用図書については、5月の教育委員会で議決いただいた教科用図書の採択方針に基づき採択を進めてきた。本日は、各教科用図書の中から、各校ごとに選定した、別添「令和2年度使用教科用図書採択申請書」のとおり採択することについて、付議させていただく。

それでは採択申請書について、仙台工業高校を例に説明する。別添の3ページ、項目中の種目、発行者の番号・略称、教科書の記号・番号、教科書名は、文部科学省作成の令和2年度使用教科書目録に使われている表記を用いている。次に、令和2年度における使用学年と購入学年の記載があるが、令和2年度使用する教科書が令和元年度と異なる場合には、備考欄に「新規」と記入し、また、令和元年度に続いて令和2年度も同じ教科書を再読する場合は、備考欄に「継続」と記入し、あわせて採択希望の理由を記載している。なお、令和元年度までに採択決定され、既に購入している教科書を令和2年度も使用する場合は、備考欄に「購入済」と記載し、採択希望の理由欄には購入年度と購入学年を記載している。購入済教科用図書の中には、令和2年度の教科書目録に記載のないものもある。その場合は、目録のページ欄には「廃刊」と記入してある。

7月17日に開催された仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書協議会では、教育長が教科用図書協議会に対して、各学校における令和2年度使用の教科用図書の採択申請経過並びに採択申請について、適正な手続のもと適切な採択申請が行われているかどうかを審議いただくため、依頼した。

教科用図書協議会では、資料1にある各校の採択申請経過及び別添の採択申請書をもとに、各校の教科用図書協議会委員から説明があった。いずれの学校も委員に保護者代表を加えた教科用図書調査研究委員会を開催し、適正に教科書採択を進めた旨の報告を受け、その後、委員全員で教科書の閲覧を行った。

教科用図書協議会では、慎重に審議した結果、各学校から申請された教科用図書については、各学校とも透明性を確保し公正な手続を経て十分な調査研究の上、学校の教育目標や生徒の実態に合った適切な教科書が選定されているとの判断をいただき、資料2別紙にあるように、各学校の採択申請経過並びに採択申請書とも適切であるとの報告をいただいている。

事務局としては、教科用図書協議会の報告を尊重し、各学校からの採択申請のとおり令和2年度使用教科用図書を採択したいと考えている。審議のほどよろしく願い申し上げる。

教 育 長 ただいまの事務局からの説明に対し、質問等があったらお願いします。

(質疑なし)

それでは、本件に関しては原案のとおり決定してよろしいか。

(異議なし)

異議がないので、第17号議案に関しては原案のとおり決定する。

原案のとおり決定

4 報 告 事 項

(1) 平成 30 年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について (中間報告)

(総務課長 説明)

資料にもとづき報告

里 村 委 員 テーマごとの評価は、様々検討していただき非常にいいものになったと思う。特に、令和 2 年度に向けて、今後の展開や方向性について詳しく書いていただいております。この点は非常に評価できると思う。レイアウト上の問題かもしれないが、例えば、12 ページに「基本的方向 1 : 学校教育」があって、すぐ後に「学識経験者の意見」がある。これが 4 項目ごとにそろっていて、最後の V 番目、110 ページにまとめがある。ここの関係は少し整理が必要だと思う。というのは、I、II、III、IV と教育委員会の自己評価が書いてあって、その後に学識経験者の意見が書いてある。学識経験者と我々が今考えている報告案がその後に V に書いてあるが、もう少し具体的に言うと、I、II、III、IV の中の教育委員会の自己評価と、その後に記載の学識経験者の意見がかみ合っていないというか、それぞれが思っているところを述べているので、第三者が読んだ時に学識経験者の意見にほとんど対応していないという印象を与えかねない。去年もそうなっているが、V 番目に学識経験者の意見を取りまとめてもう一回言っているところに、もう少し知恵が出せないかなと思う。

基本的方向の学校教育のところ、やむを得ないとも思うが、いじめ問題と不登校対策にすごく力を入れている。でも、教育というのは、不断に先生の授業する力を上げていく、いわば子どもの学力を向上させることが大事である。その学校教育に関する書き方が、少し足りないのではないかと。重点課題である 2 つについてはしっかり書かれているが、確かな学力を育てるという部分も、もう少し詳しく書いてはどうか。具体的に言うと 13 ページ、これは 1、2 と大きく分けて 1 番がいじめ、そして 2 番は不登校プラス、後段に「確かな学力の育成」となっているが、日ごろから力を入れている確かな学力の育成について、教育委員会の評価をもう少し書いてはどうか。

それから、53 ページからの「基本的方向 2 : 生涯学習」の「教育委員会の評価」の最初に市民センターの話が出てきている。この「学識経験者の意見」の中にも市民センターについて触れられておりいい対応だと思う。検討していただきたいのは、60 ページ、1-2-1 「市民センター運営管理」の決算額は 5 億 8000 万円であり、金額的にも、全体の位置づけとしても、市民センターの運営管理は非常に大事なものだが、その評価指標がホームページの閲覧者数になっている。閲覧者数も大事だとは思いますが、他に指標に適したものがあると思う。運営管理であるから、全体の大きなマネジメント、その評価をする指標を追加する方向で検討をしていただきたい。

もう一つ、55 ページで「社会学級の運営支援」に関して、小学校区ごとに設けられているのを、中学校区への再編も含めてマンネリ化から脱出を目指すという指摘をいただいている。111 ページに関連することが書いてあるが、ページが飛び過ぎていると思う。

80 ページの「基本的方向 3」のコミュニティ・スクールについての教育委員会の評価は少し膨らませていただき、来年度以降につながる文章になったと思う。「学識経験者の意見」の中で、「嘱託社会教育主事」「社会教育主事講習受講補助制度」につ

いての提言があり、こういう問題があることを改めて知った。もう一方からは、「学校支援地域本部の充実」について提言がある。この辺について、教育委員会の評価の中で対応がなされているか疑問である。いろいろ整理したと思うが、読む人から見るとレイアウトとして「教育委員会の評価」、その後の「学識経験者の意見」となっているから、その対応関係が気になると思うので、そこを注意されたらどうか。

もう一つは「基本的方向4」である。97ページの教育委員会の評価の中に「教職員の多忙化」、「教職員の多忙化解消」という文言が使われていない。この点について、意図的に使っていないのであれば、その理由を教えてください。「学識経験者の意見」の最初の佐藤氏の出だしが「教職員の多忙化解消」である。それに対してこちらの答えは、まともに受けていない。教職員の多忙化解消で、昨年度からすごくいいことを実施しており、それは学識経験者の方も評価していただいていると思う。例えば、校務支援システムの全校導入とか学校給食費公会計化について評価している。ここでもう一度、皆さんの意見も伺いたいのだが、多忙化を解消するために、非常に手間のかかる事務をコンピューターに置きかえるということは、必要不可欠なことである。でも、それだけで問題になっている多忙化は解消するのかという投げかけである。つまり、煩雑な事務をコンピューターに置きかえることは絶対必要だと思うが、やはりそれだけではないのではないのか。例えば、仙台市の教育委員会と学校との間では、様々な場面で現場からの報告を求めることもあると思うが、そういうことも含めて、仕事全般を見直さなければいけないのではないのか。その点の考え方がこの原案には入っていないように思うので、これを機会に議論していただきたいと思う。

それから、発達障害支援等に対応するための通級指導機能が各学校に備わっていないことが弱点であると書かれている。それに対しての対応も不十分だと思う。

総務課長 点検・評価について、今までやってきた施策の課題を洗い出し、自分たちでも評価をするが、学識経験者からも意見をいただき、次につなげていくという部分が報告書の中でわかりやすくなるように、記載方法に工夫が必要とのご指摘だと思う。

その中で、まず、目次を見ていただきたい。基本的にはこのIV番、それぞれの個票が毎年の点検・評価の一番の基本になる部分だと考えている。IV番の結果をまとめて今後の対応の方向性をV番に記載している。基本的方向ごとに教育委員会の評価をしており、学識経験者からのご意見も基本的方向ごとにいただいている中で、どのような記載がわかりやすいのか検討させていただきたい。現時点での考えとしては、この基本的方向についてそれぞれ意見をいただいているが、またがる部分もあることから、全体的に書く部分も必要ということで最後のV番に記載している。予算編成、新年度の施策をつくる際にも、この点検評価の意見を反映しており、昨年度の実績も記載するといったサイクルでやっているのだから、構成を変えるかどうかは、検討課題とさせていただきたい。

それから、学校教育の中で学力の育成に関する部分については、教育振興基本計画の中の記載にもあるが、子どもたちの育むべき力について、豊かな心と健やかな体と確かな学力が三本柱だと思っている。指摘のとおり、いじめ対策が大きく割合を占めているところもあることから、自己評価の部分でも記載が多くなっていると思う。学力育成について、追記できる部分を検討していく。

また、表現の中でかみ合っていない部分があるという指摘については、もう一度精査させていただき、修正すべき部分は修正を行う。

里 村 委 員 学識経験者が意見として述べていることを、一見無視したような形にとられないように対応をしてほしい。

目次を見ると、Ⅱ番に平成 29 年度実績に対する学識経験者の意見への対応状況と出ている。実際に 3 ページを見ると「学識経験者の意見の総括より」となっていて、30 年度の点検・評価をしているのに、なぜ 29 年度の話が出てくるのかが不思議である。この報告書自体で点検・評価の制度の概要を初めに説明しなければいけないと思うが、それで教育委員会の考え方がここに出てこなければいけない。そして、もう少し具体的にしたものがこのページに入ってくるわけである。一番大事なのは、それぞれの事業の担当者が書いた基本的方向 1、2、3、4 にかかる個々の施策に対するこれからの展開である。学識経験者の意見も、そういう意味では全体を見た意見だと思う。教育委員会の評価も全体を見ている。だから、このⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴのあり方に違和感を覚える。

いずれにしても、全部これから対応して欲しいと言っているのではなく、学識経験者が意見をまとめているので、教育委員会もその意見に対応した形で書くべきだと思う。

教 育 長 里村委員からいただいた意見については、事務局で検討して、それを次回の委員会で説明するという流れでいいか。

里 村 委 員 第三者が読んだときにどう感じるかという視点で修正してもらいたい。

教 育 長 そのほかに委員の皆様方からご意見はないか。

加 藤 委 員 大きいところで特に感じたのがアウトカム型の評価である。アウトカム型の評価の部分に、目標値とのすり合わせが書いてある部分が少なく、掲げた目標値と比べてどうだったのかという点については余り触れられていない。具体的な目標値を掲げたということは、目標値を下回った場合どうするのかということについて、水谷先生が 55 ページで指摘をされている。目標の達成度が低かったり、実績が低下している事業について、新たな展開や方向性を取り入れてより充実させてほしいということと、あわせて、これは社会教育の分野だからだが、各施設等においても積極的に点検・評価活動を行ってほしいという、もう少し分化した、小さなレベルでの評価活動も増やしてもいいのではないかという提言をいただいている。やはり目標値を掲げたのであれば、それを下回ったときに、どう考えていくのか。努力が足りなかったというだけではないと思う。先ほど話題になった市民センターの評価指標に関する意見に重なるが、そもそも評価指標が適切かという部分もあるし、あるいは目標値が適切かという部分もあるだろう。様々な方向から検討をするための評価なのだと思うので、その部分につながっていく記載がもう少しあってもいいと思う。引き続き継続していかねばならないとか、こういう努力も必要であるというまとめだけではなく、評価指標を見直す、目標値を見直すことが必要なのであれば、その手がかりになるような視点も今後の展開、方向性のところに書いていただきたい。あるいは、それは細か過ぎて書けないというのであれば、最後にある教育委員会の総括でそういった点を指摘してほしい。

花 輪 委 員 里村委員と同じ感想を持っていて、昨年度までの結果を踏まえ、一つ一つの個票が昨年度の記述より詳しく記載されており、事業をいろいろな面から見ていることがよくわかった。

加藤委員が指摘したように、アウトプット型はわかりやすいのだが、アウトカム型は評価がすごく難しい。そういった部分の記載の仕方、総括の仕方というのは、工夫

が必要であって、過去のやり方から変わってもいいと思う。重要なのは、一つ一つ予算の項目として出している事業をどのように進めてきて、その結果がどうだったかを見てもらうことなので、個票を十分精査していただきたいと思う。

今度はそれをどう使うか、どうまとめるかということなのだが、教育委員会が4つの大きい分野に対して最初に総括的な総論というか、それを1ページないし2、3ページ載せるというスタイルをとっている。その中でどういう項目を取り上げるかというのは、やはりこちらの思想というか、ポリシーというか、それによっていると思う。そういう意味で里村委員が言った、確かな学力づくりというのも大事だろうと、そこを十分記載するというのも、我々の態度をあらわすものということで同意したいと思う。

学識経験者からの意見をどこに載せるのかということについて検討の余地があると思う。実はこのスタイルの前は個票の後ろに載せていた。それもあり得ると思う。つまり、私から言わせると、一番大事なのは個票である。一つ一つの予算項目が、どういう考え方でどのように効果的に使われているかというのを全部インテグレートして、教育委員会も学識経験者も判断しているはずである。だから、一つのアイデアとして、こうなさいということではなくて考えていただきたいのは、4つの項目の最後に学識経験者の意見も言うということもありかなと思う。検討していただきたいと思う。

教 育 長 中間報告という形で今回提示させていただいた。お気づきの点があれば、後日、事務局のほうにご意見をいただき、それを踏まえて整理して次回の教育委員会で議論をいただいて決定したいと思う。

(2) 教育環境の整備に係る要望について

(総務課長 報告)

資料にもとづき報告

里 村 委 員 去年の要望とどこが変わったかの説明をしていただきたい。変わった部分がすごく大事である。

総 務 課 長 大きな部分としては、3ページの不登校対策については全部新規の項目である。他に新規項目としては、8ページの(3)大型提示装置の導入、これは電子黒板などであるが、その助成制度を求めるものである。

落としたものとしては、県費以上での教職員の費用負担について財政措置を今まで求めていたのだが、一定程度地方交付税措置、国の負担金は確保できていることが確認できており、今回は要望項目としていない。

里 村 委 員 1ページは、どこが変わったのか。

総 務 課 長 1ページでは、「また、新学習指導要領の全面実施、働き方改革の推進に取り組んでおります」という部分を追記した。

里 村 委 員 他の市町村も文科省に要望に行くと思う。そうすると、他の市町村の要望と比較して仙台市の要望は評価される、我々は試されていると思わなければいけない。そうすると、本当にこれでいいのだろうかと思う。もちろん震災のことは述べなければいけないが、震災から8年が経過して、仙台市として一番力を入れて取り組んでいるのは、いじめの問題や不登校の問題、学力向上とかに少しずつシフトしてきている。文科省の人はこの1面を読んで、それだけで意気込みをはかる。だから、ここの書き方につ

いて、工夫が必要ではないか。

もう一つ、言葉の使い分けだが、財政措置をお願いする項目と、専門職の配置という人のポストを増やす話があるが、どのように使い分けているのか。つまり専門職の配置を増やすとなると、財政措置が必要になる。その使い分けが分からない。教職員の定数の充実と、財政措置の関係はどうなるっているのか。それから、定員は増員しなくとも、継続して財政措置が必要だと思う。そうすると、新規に財政措置をお願いするものと、継続して財政措置をお願いするものがあるはずだが、その辺の言葉の使い分けもはっきりしない感じがする。

総務課長 ご指摘いただいた部分を参考に、来年度に向けて整理をしたいと思う。財政措置と人的措置については、基本的には人の配置に絡めば、当然財政措置もつながってくる。ただ、人の配置の前提として、制度自体を改正しなければいけない部分もある。そういったところについては、区分けして記載しているつもりであるが、更に精査していきたい。

里村委員 例えば5ページの5番の学校の教育体制の充実はすごく大事だ。

教育長 5番については、財政の前に法律の制度でどういう学校、クラスに何人配置するという制度論があって、その拡充というものである。財政支援というよりも定数の改善をお願いするというのが5番の(1)では大きい。

里村委員 それはどこの分野のことを言っているのか。

教育人事部長 小学校や中学校で言えば、1クラスに40人のところで教員が1人、それについては必ず財政措置が入るというルールが決まっている。例えば、40人を35人にするよう基準に改めてくれという場合には、配置基準の見直しという言葉を使っている。

里村委員 それはこの5ページのどこを言っているのか。

教育人事部長 例えば(1)の①の部分であるとか、人数の基準が決まっているという前提があって、それに対しては財政措置が入るというルールになっているものについては、基準自体の見直しを要望としている。

里村委員 ほかの市町村も同じ要望があったら同じ言葉を使うのか。

教育人事部長 同じ言葉を使っていると思う。

里村委員 仙台市教育委員会の熱心さを伝える努力がもっと必要だと思う。

教育人事部長 熱心さが足りないかどうかの判断は表現による部分もあると思うが、基本的には国が使っている言葉を使っている。熱心さという点では、1ページの教育長メッセージの部分や、直接出向いて熱意を伝えている。

里村委員 そこは得意なところだと思うが、文言だけ見ると非常にクールで、ホットな部分が少ないという印象を持つ。

教育人事部長 全体として熱意が伝わるような工夫を検討していきたい。

里村委員 要望に行かれた際の、文科省の反応はどうだったのかお聞きしたい。

教育長 例えば5番については、仙台市では35人以下学級を中学校で独自にやっているという話を伝えた。その部分に対する財政措置をして貰うのは現在の制度上は無理なので、リード文に書いているように、教職員の配置基準を見直してほしいということをお大前提として言って、その上で①から④を制度、これは法律の制度なので、制度論をお願いしてきた。これに対しては、地方の実情を伺って文科省としては大変ありがたい。現在、中教審であり方を議論しているので、その中で文科省としても考えを出していきたいということで、結果を具体的に示されたわけではないが、文科省としても

定数問題については引き続き検討していくというお話はいただいた。

エアコンの話では、施設助成課長に直接お会いして、冒頭、昨年度財政措置をしていただいて、現在対応していると伝えた。引き続きさまざまな面をお願いするということはお話し、好意的に受けとめていただいた。その上に立って、学校施設が老朽化しているので、仙台市としてはその点の支援をお願いした。これは制度論ではなく財政論なのだが、財政の支援をお願いするというので、昨年度に比べて今年度当初予算、学校施設の当初予算が大分手厚くなったということで、引き続き地方の実情を伺いながら、予算確保なり配当について考えていくという言葉はいただいた。

花輪委員 最初の2ページ、表紙と教育長の言葉を除いて、他の自治体からの要望も似たようなものかなという印象だ。最後のページに仙台版キャリア教育というのが出てきて、仙台市の要望とわかるが、かなり一般的なことを言っているような気がした。

やはり仙台市ということで強調しなければいけないと思うのだが、文科省の初等教育局の中にいろいろな課があって、1ページずつ担当課が異なる。分量として一つの課に1ページというのは適量だと思うので、この1ページにおさまるように、本市の現状を数行でまとめてから、よって本市は以下の項目で要望したいというストーリーができるかと思う。今のままでは一般的過ぎると思う。

ひとつ気になったのは3ページの適応指導センターというのは、仙台だけの固有の言葉ではないのか。インターネットで調べたら、仙台市しか出てこなかった。他市は教育支援センターだった。文科省も教育支援センターという言葉を使っていた。適応指導教室はあるが、適応指導センターはなかったと思う。

学校教育部参事 たしか適応指導教室という名称だった。仙台市では適応指導センターという。

花輪委員 括弧して教育支援センターとあるともっとよかったと思う。

もう一つ、先ほど出てきた学校教育整備促進に関して(1)と(2)の違いが私はわからなかった。違いは何か。

総務課長 (1)は、2段落目の文章にあるが、国庫補助のかさ上げを求めている。基本的に新規整備に当たる負担金は2分の1補助である。一方、保全更新に対する国庫補助は3分の1である。保全更新に対する補助率を高くしていただけると安定的に事業が進められるので要望している。

(2)は、年度ごとの具体的な話だが、建築計画を申請して、それについて補助が毎年採択される。今年度は一定認められたが、昨年度はほとんど認められていないというように年度間の差異が非常にある。そのため、建築計画に基づく予算枠をきちんと確保して、各年度の補助採択を安定して行ってほしいという要望を行った。

花輪委員 その道の人はずぐ理解されると思うが、今の説明でよくわかった。

教育長 前の文章とか前文についても来年度に向けての工夫というか、訴えがつながるように見直していきたいと思う。

吉田委員 3ページの要望事項は新規だなという印象を受けた。花輪委員が言ったように、適応指導センターという言葉の他に、学校訪問相談員、児童支援教諭という言葉は標準用語ではない。適応指導センター、学習支援はいいが、学校訪問相談員や児童支援教諭という言葉が唐突に出てくる。この辺はもう少し一般的なことから入って、仙台市におけるというふうな書きぶりによって通じるのだと思う。ここの部分は、来年度に向けて整理していただければと思う。

(3) 市議会報告について

(総務課長 報告)

資料にもとづき報告

里 村 委 員 3点ほど質問する。1つは、1ページ目の35人以下学級に関する質疑で、いじめ対策に関して35人以下学級は絶対条件ではないという認識のもと取組む必要があるという問いに対して、私もそう思うという答えをしていないが、いじめ問題について35人以下学級だったら絶対にいじめが起きないということはある得ないので、私もそう思うとどうして言わないのか。

2点目は、3ページの真ん中、専任で関われる不登校担当教員を配置することを提案するがいかがか、という問いに対して、私たちは学校訪問相談員で対応していると、どうして明確に答えないのか。

3点目は、4ページの真ん中の質疑で、引き続き教員定数の改善を国に対して要望していくと答えている。国の法律改正は要望をしても、そう簡単には変わらないのだとすれば、別の対策を考える必要はないのか。進まないのは国が法律を変えないからだとするのではなく、変わるまでの間、やるべきことは何かという議論をする必要はないのか。

教育人事部長 35人以下学級についてお答えする。資料は要約して書いているため分かりにくいですが、35人以下学級に否定的なニュアンスを含んだ質問になっている。そのため、私どもとしてはこの様にお答えした。

それから、4ページ目、国の法律が変わるまでの間、何も対策をしないということではなく、中学校2、3年生については、国庫負担をもらわない形で、市単独の費用で35人以下学級を実施している。まずは本市としてやれることはやった上で、なお法律によって基準の見直しを求めていくことを並行してやっていくということでのような答弁になっている。

学校教育部長 もう1点、3ページ目の不登校の部分のご質問にお答えする。議員からのご質問としては、専任で関われる不登校担当教員の配置ということで、不登校専任の別枠での教員の配置ということが必要ではないかという趣旨だ。一方で、仙台市が配置している学校訪問相談員は教員ではなく嘱託職員で子どもたちの相談相手を担っており、授業を教えるだけでなく、生活面などの相談に応じる職員である。議員が言っているような専任の教員の必要性というのは、我々も認識している。実際、先ほどの国への要望の中でも、不登校対策に係る教職員定数の充実について要望している。答弁としては、仙台市としてはこういう取組をしている一方で、議員が言う専任の教職員の配置も必要だというものになっている。

里 村 委 員 答弁の中で国に要望していると言っつけてもいいかもしれない。何かすれ違っているような印象を与えてしまう。議員の言っていることも検討に値するというのであれば、それも含めて国に要望しているという答弁があれば市民も安心すると思う。

それから、35人以下学級については人によって見方が違う案件なので、仙台市教育委員会としては35人以下学級のいいところと、35人にこだわらないで36人でもいいじゃないかというところの混合物としてのよさを把握できるように努めていくことが必要ではないかと思う。やはり数字というのはひとり歩きしてしまうので扱いが難しい。いじめに関していえば、35人以下学級なら大丈夫で、36人以上なら駄目ということではないので、いじめの問題にどのように取組んでいくかということだと思う。

5 閉 会